

仕 様 書

公益財団法人東京観光財団

1 件名

ILTM Cannes 2026 出展等現地プロモーションに係る企画運営業務委託

2 事業目的

東京都（以下「都」という。）及び公益財団法人東京観光財団（以下「TCVB」という。）は、更なる訪都旅行者数の増加及び観光消費額の拡大を図るため、滞在中に多くの消費が期待できることに加え、都市のイメージ向上にも寄与する高付加価値旅行者（主に富裕層）の誘致に向けて、プロモーション活動を実施している。

その一環として、高付加価値旅行者向け旅行関連事業者を対象とした商談イベント「ILTM Cannes」への出展を含めた、現地プロモーションを実施する。（ILTM Cannes については、公式 WEB サイト：<http://www.iltm.com/cannes/>を参照）

3 契約期間

令和 8 年 7 月 27 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

4 業務概要

- (1) ILTM Cannes 2026 への出展について
 - ア ブースの企画及び設営
 - イ ブースの運営及び管理
 - ウ 共同出展者対応
- (2) ネットワーキングイベントについて
 - ア 参加調整
 - イ 情報提供
- (3) 記録及び報告書作成について
 - ア 記録写真の撮影
 - イ 共同出展者へのアンケートの実施及び集計
 - ウ 商談バイヤーリストの作成
 - エ 報告書作成

5 全体運営

(1) 訴求するブランドイメージ

受託者は、基本となる旅行地としての東京ブランドについて理解した上で以下のとおりターゲットに合わせた特別感のあるイメージ訴求を行うこと。

ア 高付加価値旅行プロモーションにおけるターゲット

都及び TCVB では、観光庁による高付加価値旅行者の傾向（以下参照）も念頭に、重点市場として欧米豪、継続市場として一部アジア、新規市場として一部中東・中南米をターゲットに、高付加価値旅行者のうち、特に1回の現地における旅行消費額が100万円以上（宿泊費を除く）の層と設定している。それらターゲット層においては自らが旅行手配を行わず、主にそれら顧客を扱う旅行事業者等（以下「トラベルデザイナー」という。）が旅行手配を行っていることから、都及び TCVB においてはトラベルデザイナーに向けた BtoB 及び BtoBtoC のプロモーション展開を行っている。

<観光庁による高付加価値旅行者の傾向（抜粋）>

高付加価値旅行者は、単に一旅行当たりの消費額が大きいのみならず、一般的に知的好奇心や探究心が強く、旅行による様々な体験を通じて地域の伝統・文化、自然等に触れることで、自身の知識を深め、インスピレーションを得られることを重視する傾向にある。

観光庁「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくりに向けたアクションプラン」（2022年5月）より

イ ラグジュアリートラベル向け訴求ブランドイメージ

ターゲットとする旅行者層は、これまでの調査結果から、他と一線を画する「パーソナライズ化」「本物志向」「価値ある体験」を好むことが明らかになっている。また、観光庁の定義では、消費額の大きさのみならず、一般的に知的好奇心や探究心が強く、旅行による様々な体験を通じて地域の伝統・文化、自然等に触れることで、自身の知識を深め、インスピレーションを得られることを重視する傾向がある旅行者となっている。

これらのニーズに合った特別感の醸成のため、過年度の各種富裕層プロモーションにおいて活用している「Tokyo Timeless Temptations」のマークを活用し、TCVB が運営する高付加価値旅行 PR サイト*「Tokyo Timeless Temptations」のイメージに沿った訴求をすること。なお、「Tokyo Timeless Temptations」のマークについては、別紙1「高付加価値旅行者向け PR 事業用ロゴについて」を参照すること。

*サイト名：Tokyo Timeless Temptations

<https://timelesstokyo.com>

サイトコンセプト：高付加価値旅行者向け旅行地としての東京のイメージ訴求や、「東京でしか出来ない体験・東京ならではの体験」に関する情報を提供し、旅行先としての認知度を向上させる。

ウ 東京のブランディング戦略

都は世界に選ばれる旅行地としての東京を強く印象づける「東京ブランド」の確立に向け、ブランドコンセプトを定めている。本事業の実施に当たっては、これに基づき「伝統と革新が交差しながら、常に新しいスタイルを生み出すことで、多様な楽しさを約束する街」をコンセプトとしたアイコン及びキャッチフレーズ

「Tokyo Tokyo Old meets New」（以下「アイコン」という。）に込められたメッセージを理解し、本事業におけるプロモーションと齟齬のないようにすること。

【東京のブランディング戦略】

<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/plan/tourism/plan/branding/>

【東京ブランドアイコン「Tokyo Tokyo」について】

<https://tokyotokyo.jp/ja/about/>

(2) 実施体制、及び留意事項

- ア 欧米豪を中心とした高付加価値旅行者や、その旅行者を顧客に多く持つ旅行エージェント等のニーズを的確に捉えるため、ラグジュアリートラベル市場に精通する者から助言を得られる体制を構築すること。
- イ 本事業における実施体制を明確化し、パートナー会社含め体制管理を徹底すること。また、現地の最新情勢・動向に細心の注意を払い、それらに配慮した企画提案、臨機応変に対応できる実施体制を整えること。
- ウ 本事業の実施にあたり、環境負荷ができるだけ小さい製品やサービスを調達することで、環境負荷の低減に努めること。例えば、廃プラスチックの発生を抑制するため、各プロモーションで使用する素材は可能な限りプラスチックを使用せず、やむを得ない場合は、再生プラスチックを利用する等、プラスチックの持続可能な利用に配慮した物品とする等の取り組みをすること。
- エ スケジュール等を明らかにした事業計画書を作成し、TCVB の承認を得ること。
- オ 業務の詳細について、進捗状況を綿密に TCVB に報告すること。

6 業務内容

(1) ILTM Cannes 2026 への出展について

次の出展概要を踏まえ、以下のア～ウを実施すること。

【出展概要】

出展期間： 令和 8 年 11 月 30 日(月)から 12 月 3 日(木)まで
会場： Palais des Festivals et des Congrès (フランス、カンヌ)
出展スペース： 49.94 m² (※別紙 2「東京の出展スペースフロア図」参照)
共同出展社数： 最大 8 社 (TCVB 含む。)
共同出展者数： 最大 17 名 (1 社につき 2 名出展、TCVB 3 名の場合)

ア ブースの企画及び設営

- (ア) 商談イベントの趣旨や特性、来場者の属性（主に高付加価値旅行者向け海外旅行会社）を踏まえたブースを企画・設計すること。また、昨今のサステナビリティを意識した旅行者の志向変容等を踏まえ、環境に配慮した素材等を使用し、設計すること。ブースのテーマ／コンセプトを明確化し、ロゴ等をブースに表示すること。ブースデザインは必要に応じ調整を行った上で最終決定とする。
- (イ) ブースデザインについては、参加バイヤーの訪都旅行への関心喚起や顧客（高付加価値旅行者）の送客につながるよう東京の高付加価値旅行市場としての多様な魅力を体現したデザインとすること。デザインについては、和の要素にとらわれ過ぎないように留意し、ブースに求められる上質さについては、別紙 3「ブースデザイン参考イメージ」を参考にすること。
- (ウ) 各共同出展者（都内旅行関連事業者/団体。出展者の募集は別途 TCVB が行う。）用商談スペースを確保の上、設計を行うこと。共同出展者数は TCVB 含め最大 8 社、各社 1～2 名（TCVB は 3 名）最大 17 名とし、各共同出展者に独立した商談スペースを設け、各商談スペースの間にはパーテーションを設ける等、スペース間で音の反響が極力少なくなるように設計すること。また、来場者が各社を識別できるように各共同出展者用商談スペースに事業者名を明示する装飾などにすること。なお、それぞれのスペースに施錠可能な収納スペースを設けること。
- (エ) 来場者の受付対応や、以下イ（ア）の飲料の提供等を行うためのカフェカウンターを設置すること。
- (オ) 施工、設営に向けて、必要に応じて開催会場の設営等ができる現地事業者を選定し、トラブルがないよう準備し、進行すること。特に出展共通ルール等の認識合わせに留意し、ブース設置から撤去までの必要な管理を行うこと。管理者及び施工者用パスについては必要枚数を手配し、その費用は委託費に含むこと。

イ ブースの運営及び管理

(ア) 備品等の手配

ブース設営から会期中の運営において必要な以下の備品等を手配すること。

- ・ TCVB、共同出展者、及び受託者がブース内で使用する Wi-fi
- ・ TCVB、及び各共同出展者の商談デスクに設置する電源
- ・ TCVB、及び各共同出展者のデスクに設置する商談資料等を投影する為のモニター
- ・ 東京ブース内の出展者並びに、商談に訪れる来場者に提供する飲料。提供する飲料は、ミネラルウォーター、コーヒー、紅茶など、商談イベントの特性やブースのコンセプトに相応しいものを複数種類手配すること。なお、来場者が希望する飲み物を選定しやすいよう、メニュー表等を用意すること。

(イ) 直前確認

商談イベントの会期初日の前日夕刻頃に、TCVB が現場で設営・各種準備状況の確認を行うにあたり、受託者も立ち会うこと。

(ウ) 共同出展者用パスの手配・管理

出展者用パスについては、TCVB が主催者に支払う出展料に、TCVB 用の 3 名分と、共同出展者用の 7 枚の、計 10 名分の費用が含まれている。東京ブース内の共同出展者は、TCVB 含め最大 17 名（TCVB 除く共同出展者 7 社×2 名 TCVB3 名）が想定されるため、不足分（最大 7 枚）は受託者が別途手配し、その費用は委託費に含めること。なお、精算時には実際に手配した内容に基づき、精算するものとする。

(エ) 運営・管理者用パスの手配・管理

ブースの運営及び管理に必要な受託者用のパスを必要数に応じて手配し、その費用は委託費に含めること。

(オ) 運営スタッフの手配及び来場者対応

ブース運営を円滑に進めるため、日本語と英語が堪能な運営スタッフを必要な人数手配すること。運営スタッフは来場者への案内や誘導等、出展者の商談等が円滑に進むための支援や東京ブースに商談に訪れた来場者に、上記（ア）で手配した飲料を提供すること。

(カ) 資料等の発送及び管理

必要に応じ TCVB 及び共同出展者の資料等を一括して現地に発送し、それら発送若しくは各社が持参した資料等の荷物を商談イベント会場で確実に受け取ること。また、それらの資料等をブース内で適切に管理すること。

(キ) その他

JNTO やその他関係者が行うイベントにおいて協賛等が必要な場合、以下の

昨年度事例を参考に委託費内で必要な手配を行うこと。

令和7年度の例：JNT0 ブースにおいて日本酒をふるまうネットワーキング開催にあたり、東京の地酒・お菓子等を手配し、共同出展者に必要な案内を行った。

ウ 共同出展者対応

(ア) 管理及び調整

TCVB にて別途募集し決定する共同出展者に対し、共同出展者管理窓口を設け、情報のとりまとめや発信等、共同出展者と必要な連絡・調整を行うこと。

また、共同出展者からの要望に応じて専任の通訳を手配すること（共同出展者の専任通訳の手配料については、各共同出展者と協議の上決定し、直接請求すること。）。

(イ) 共同出展者会議の運営

商談イベントや出入国等に関する情報提供、及び共同出展者相互の意識統一を行うことを目的とした事前出展者会議を2回程度開催すること（リアル／オンライン開催は問わない。）。その際、日本国及び商談イベント開催国の最新の出入国に必要な手続き・書類等について必ず説明を行うこと。なお、会議の運営に係る一切の経費は委託費に含めるものとする。

(ウ) 情報提供

商談イベントに係る現地情報や、商談イベント運営事務局から提供される情報やサービス等、商談イベント出展に向けて有益となる情報を集約し、提供すること。

(エ) 共同出展者用マニュアルの作成

東京ブース内での出展が円滑に進むよう、商談イベントの共同出展者用マニュアルを作成し配布すること。なお、マニュアルには以下の情報を含むこと。

- 商談イベントの基本情報
- 共同出展者一覧
- 全体スケジュール
- 会場内ルール
- 出入国情報及び必要手配、出張時における留意事項
- 体調不良となった場合の対応
- その他

(2) ネットワーキングイベントについて

ラグジュアリートラベル市場におけるシニア・プロフェッショナル向けコミュニティ CONNECTIONS (Jacobs Media Group) が、ILTM Cannes 会期中に日本以外の国や地域から ILTM Cannes 2026 に出展する海外バイヤーや海外サプライヤーとのネットワーキングイベントを 2~3 回程度開催する。本イベントに ILTM Cannes2026 に出展する都内観光事業者及び TCVB が参加するにあたり、次の概要を踏まえ、以下のア、イを行うこと。(CONNECTIONS についての詳細：<https://www.connectionsluxury.com/>)

【イベント概要 (予定)】

11 月 30 日 (月)

イベント①: Connections Members Cannes Dinner

12 月 1 日 (火)

イベント②: Connections Members Cannes Lunch

※時間・場所は後日決定予定。いずれも商談会場から至近の場所を想定。

※スケジュールは流動的であり、イベントが変更・追加になる場合がある。

ア 参加調整

TCVB にて別途募集し決定する参加者 (TCVB 含め 17 名程度) に対し、参加者管理窓口を設け、情報のとりまとめや発信、現地でのイベント会場までの誘導等、共同出展者と必要な連絡・調整を行うこと。

イ 情報提供

イベントに係る現地情報や、TCVB やイベント主催者から提供される情報等、イベント参加に向けて有益となる情報を集約し、提供すること。

(3) 記録及び報告書作成について

ア 記録用写真の撮影

完成した東京ブースや ILTM Cannes 会期中の東京ブースの様子及び、ネットワーキングイベント開催中の様子がわかる写真を撮影すること。

イ 共同出展者へのアンケート実施及び集計

TCVB が毎年実施している共同出展者用アンケートを、最新版に更新・改善し、共同出展者に配布・回収後、その回答結果を集計すること。アンケートの配布や回収時期については、商談イベント開催後、2 ヶ月以内とする。

ウ 商談バイヤーリストの作成

商談会終了後に、TCVB 及び各共同出展者がブースで商談したバイヤーのリストを作成し、TCVB に提供すること。リストには、所属企業・団体名、所在国・都市名、商談結果 (今後の業務につながりそうか等)、URL 等を含めること。なお、取得した個人情報については、第 13 に基づき厳重に管理すること。

エ 報告書作成

上記ア、イ、ウ含め、ILTM Cannes 出展やネットワーキングイベント等、現地プロモーションに係る報告書を作成し、納品すること。また、報告書には基調講演や他都市のブース、会場での取組等、今後の参考となる情報等も含めること。A4 版縦、横書きカラー、Microsoft Word や Power Point で作成の上、電子データを CD-R 又は DVD-R で 2 部納品すること。

※ Microsoft Excel 等、その他のプログラムを使用する場合には、別紙として添付すること。

7 完了報告と契約代金の支払いについて

(1) 契約代金の支払いについて

受託者への支払いは、委託完了後の TCVB 担当者による検査終了後、受託者からの支払請求書の受領に基づき 30 日以内に一括で支払うものとする。ただし、6 (1) イ (ウ) 共同出展者用のパスの手配 (不足分) については、共同出展者の希望により手配数が変動するため、実際に手配した数量及びパス購入時のレートに基づき、円建てで精算するものとする。

(2) 完了報告と成果物の提出について

ア 委託完了届

別紙 4「委託完了届」を提出すること。

イ ブース装飾、クリエイティブ等のデザインデータ

pdf データ及び編集可能なローデータ (拡張子 eps、ai 等)

8 納入場所

TCVB の指定する場所

9 第三者委託の禁止

本委託業務は、原則として第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により申し出、TCVB の承諾を得た事項についてはこの限りでない。

10 秘密の保持

受託者は、第 9 により TCVB が承認した場合を除き、委託業務の内容を第三者に漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。

第 9 により TCVB が承認した再委託先についても、同様の秘密保持に関する責務を課し、受託者が全責任を負って管理するものとする。

11 著作権等の取り扱い

この契約により作成される納入物の著作権等の取扱いは、「電子情報処理業務に係る標準特

記仕様書」*第 14 に定めるところによる。

*「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」

https://www.tcvb.or.jp/jp/denshi_joho_tokkishiyosho_20260305.docx

12 委託事項の遵守・守秘義務

本委託契約の履行に当たっては、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。

13 個人情報の保護

- (1) 「東京観光財団個人情報取扱要領」**を踏まえ、「個人情報に関する特記仕様書」***に定められた事項を遵守すること。また、本委託業務の遂行にあたり第 9 により TCVB に承諾を得て一部業務を再委託させる事業者においても、当該事業者が本委託業務における個人情報を扱う場合は、「個人情報に関する特記仕様書」を遵守させること。

**「東京観光財団個人情報取扱要領」

https://www.tcvb.or.jp/jp/kojin_joho_yoryo_20250401.pdf

***「個人情報に関する特記仕様書」

https://www.tcvb.or.jp/jp/kojin_joho_tokkishiyosho_20260130.docx

本業務委託で取扱う個人情報は以下を想定している。

ア 共同出展者の情報（氏名/連絡先/所属/メールアドレス等）

イ バイヤーの情報（氏名/連絡先/所属/メールアドレス等）

ウ 他の情報と容易に照会でき、個人を識別可能な情報（IP アドレスや cookie など）もア、イと同システムに格納されている場合においては、同様に個人情報とみなす。

- (2) 「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ基本方針」****及び「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ対策基準」の趣旨を踏まえ、「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」（前述*）に定められた事項を遵守すること。

****「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ基本方針」

https://www.tcvb.or.jp/jp/security_houshin.pdf

また、第 9 により TCVB に承諾を得て一部業務を再委託させる事業者においても同様に遵守させること。再委託させる事業者は以下のいずれかを取得している事業者（あるいは今後取得予定である事業者）であることが望ましい。

ア 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が運用する ISMS 適合性評価制度における ISO/IEC27001 と同程度の認証

イ 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）の認定するプライバシーマークと同程度の認証

- (3) 電子情報処理業務を行うに当たり、以下の取扱いに留意すること。

ア TCVB 職員を含め、本委託業務の遂行にあたる関係者の氏名/メールアドレス な

ど

イ 他の情報と容易に照会でき、個人を識別可能な情報（IP アドレスや cookie など）もアと同システムに格納されている場合においては、同様に留意すること。

14 その他

- (1) 本仕様書に記載のない事項及び疑義がある場合は、TCVB と事前に協議すること。
- (2) その他条件が変更となることがある。その場合、TCVB と協議すること。
- (3) 本仕様書に定める委託内容の最終的な履行に当たっては TCVB と協議のもと進めること。
- (4) 本事業の委託者は TCVB であるが、現地における実施に係る責任は受託者にあるものとする。
- (5) 本事業で制作した全ての納入物は、都及び TCVB が広報目的等で利用することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。
- (6) 感染症等の流行や、天変地異、政治状況の劇的な変化等により、本事業を中止する場合がある。その場合は契約書第 17 条に則り履行完了部分に対して代金を支払うものとし、手配事項のうちキャンセルポリシーが定められているものについては別途そのポリシーに従い代金を支払うこととする。
- (7) 本委託においては、業務の履行に当たって、運営関係者、共同出展者及び TCVB が安心・安全に出展できるよう各所に最新の注意を払うこと。
- (8) TCVB は必要に応じて本契約に係る情報（受託者名・契約種別・契約件名及び契約金額等）を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。

＜連絡先＞ 公益財団法人東京観光財団 観光事業部 電話：03-5579-2683
